



平成 30 年 8 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社ディー・ディー・エス  
 代表者名 代表取締役社長 三吉野 健滋  
 (東証マザーズ・コード番号 3782)  
 問合せ先 取締役管理担当 貞方 渉  
 電話番号 052-955-5720  
 (URL <http://www.dds.co.jp>)

**第三者割当により発行される第8回新株予約権の発行及び  
 コミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ**

当社は、平成 30 年 8 月 17 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第8回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うこと並びに割当予定先とのコミットメント条項付き第三者割当契約（以下、「本契約」といいます。）を締結することについて決議いたしましたので、お知らせいたします（以下、本新株予約権発行と本契約締結を合わせた資金調達スキーム全体を「エクイティ・コミットメント・ライン」といいます。）。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 30 年 9 月 3 日
(2) 新株予約権の総数	428 個
(3) 発 行 価 額	総額 14,594,800 円（新株予約権 1 個につき 34,100 円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	4,280,000 株（新株予約権 1 個につき 10,000 株）
(5) 資 金 調 達 の 額	1,658,114,800 円（差引手取概算額：1,652,614,800 円） （内訳）新株予約権発行による調達額：14,594,800 円 新株予約権行使による調達額：1,643,520,000 円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6) 行 使 価 額	1 株当たり 384 円（固定）
(7) 募集又は割当て方法 （割当予定先）	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」といいます。）に対する第三者割当方式
(8) そ の 他	① 行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、行使価額固定型であり、価格修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なるものであります。 ② 本新株予約権の行使指示 割当予定先であるマイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、同社と締結した本契約により、次の場合には当社から割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下、「マザーズ」といいます。）における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の130%（500円）を超過した場合、当社は、当該日の出来高の15%を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。</li> <li>・マザーズにおける5連続取引日の終値単純平均が行使価額の150%（576円）を超過した場合、当社は、当該日の出来高の20%を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。</li> </ul> <p>上記行使指示を受けた割当予定先は、10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。</p> <p>なお、本行使指示の株数は、マイルストーン社と当社代表取締役社長である三吉野健滋氏が締結した株式貸借契約の範囲内（1,000,000株）としております。</p> <p>③ 新株予約権の取得</p> <p>当社は、本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができます。当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>④ 譲渡制限</p> <p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。また、当社取締役会の決定により本新株予約権の半数を上限として譲渡を指示することができます。</p>
--	--

（注）本新株予約権の発行要項を末尾に添付しております。

## 2. 募集の目的及び理由

### 【本新株予約権の発行の目的及び理由】

当社は、創業以来、独自の指紋認証方式を武器に事業を行って参りました。スマートフォンへの指紋認証機能の搭載や昨今のセキュリティ意識の高まりなどから急速に拡大している生体認証関連市場において、PC向けには認証基盤であるEVEシリーズの開発、スマートフォン向けにはFIDO規格に準拠したマガタマプラットフォームの開発を行い、それぞれ営業活動を行っておりますが、指紋認証の応用用途についても模索して参りました。

近年、ブロックチェーン技術が注目されており、当社においても、ブロックチェーン関連の業界団体加盟による情報収集、意見交換をおこなってまいりましたが、セキュリティ目的だけではなく、本人確認手段としての生体認証の活用が見えてまいりました。昨今の仮想通貨流出事件等を皮切りに、仮想通貨の匿名性についても議論がなされる中、仮想通貨取引をする都度、指紋認証を行うなど、仮想通貨決済市場における本人確認と利便性向上の同時実現は必須となりつつあります。

EUではデータを保護する規則であるGDPRも5月25日から適用開始された一方で、データ活用のガイドラインのPSD2の様なFintech促進のニーズは急激に進んでいます。日本に於いてもopenAPIをはじめとして金融データ（決済、資産等）の連携活用が活発化しています。いわゆる、KYC(Know Your Customer、顧客確認)技術の重要性が増す中、DDSの生体認証技術はブロックチェーン関連において新たな価値創造に繋がるのではないかという認識に至りました。

ブロックチェーン市場への参入を加速するには当社の現状の人員体制では、人数的にも知識的にも進

めるには不十分であるため、関連技術者の採用、新規M&Aや資本業務提携、ベンチャー企業投資などを検討し、取り組んでいく方針であります。

また、スマートフォンに新たな認証手段として顔認証が搭載されるなど指紋以外を用いた認証手段も普及しつつあります。コスト面、実績面などから当面の間、生体認証手段として指紋認証は一定の比率で普及を続けていくものと考えてはおりますが、市場が変化するスピード当社の想定を上回った場合にはリスクが生じるため、別の生体認証要素に関し、当社としても研究を行っていく必要があります。

今回の資金調達により、事業拡大のための投資資金への充当を目的に、当社は、本日開催の当社取締役会において、本新株予約権の発行を行うことを決定いたしました。

#### 【本資金調達方法を選択した理由】

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

##### (1) その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、第三者割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。当社の現況において、間接金融（銀行借入）による資金調達は、与信枠や借入コストの問題もあり、また自己資本比率の低下を招くとの理由から、事実上調達困難な状況でございます。そのため、既存株主の皆様様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融に依拠せざるを得ない状況であります。その検討において、公募増資は当社の決算数値及び無配が続いている現状では引受先が集まらないリスクが高く、また、第三者割当増資による新株式の発行につきましても、主要取引先を中心に検討を行いました引受の了承を得られる先を見出すことは困難であると判断いたしました。

当社といたしましては、事業の多角化及び強化を目指しており、そのためには一定規模の資金調達が必要であるため、今回の割当予定先に対する新株予約権の発行という方法を資金調達の手法として選択いたしました。

##### (2) 本資金調達方法（第三者割当による新株予約権発行）について

本資金調達方法は当社が主体となり一定の条件のもと新株予約権の行使指示を行うことができることが大きな特徴であり、また、下記に記載のとおり既存株主の皆様様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっていることから、現時点において他の増資施策と比較して優れていると判断いたしました。また、本資金調達の検討にあたり具体的に当社が新株予約権の割当予定先に求めた点として、①純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、②第三者割当増資による新株式の発行と比して株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、③大株主として長期保有しないこと、④株式流動性の向上に寄与するとともに予期しない株主の出現を防ぐために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、⑤環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。マイルストーン社との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。

結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して下記のようなメリットおよびデメリットとなる要素があると認識しております。

#### <メリットとなる要素>

##### ① 流動性の向上

本新株予約権の行使による発行株式総数は、当社発行済株式総数の 10.69% (4,280,000 株) であり、割当予定先による新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

## ② 資金調達柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、当社取締役会決議により発行価額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。これにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

## ③ 行使の促進性

本新株予約権の内容及び本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社との間で締結が予定されている本契約においては、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる後述の【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】に記載する特徴を盛り込んでおります。

＜デメリットとなる要素＞

### ① 希薄化

本新株予約権の行使が進んだ場合、4,280,000株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じること

### ② 資金調達の不確実性

本新株予約権の行使請求期間である、平成30年9月3日から平成32年9月2日までの2年間の期間内に、市場の動向等の要因により、本新株予約権の行使が十分に進まない可能性があり、その場合、新たな資金調達などを検討しなければならないこと

既存の株主の皆様には本新株予約権の行使により短期的には株式価値の希薄化が生じることとなりますが、本新株予約権が行使されることによる時機を捉えた研究開発資金および事業開発資金の投入が、当社の中長期的な企業価値を高めるものと考えており、既存株主の株式価値向上、さらにはその他のステークホルダー各位の利益向上にも繋がるものと考えております。

## 【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】

本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインは、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様の株主価値の希薄化の抑制を図りつつ、具体的な資金需要が決定された時点において機動的な資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。

### (1) 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は384円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から4,280,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

### (2) 行使指示条項

本契約においては、以下の行使指示条項が規定されております。

すなわち当社は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）のマザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合（かかる場合を以下、「条件成就」といいます。）、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、当社が本新株予約権の行使を指示（以下、「行使指示」といいます。）することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使するため、一定の条件下において当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されます。

具体的には、当社は割当予定先との間で締結される本契約に基づき、当社の裁量により割当予定先に10取引日以内に行使すべき本新株予約権数を行使指示することができます。

各行使指示は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）のマザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合に、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のマザーズにおける当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）のマザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のマザーズにおける当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本契約に基づく行使指示の株数は直近7連続取引日（条件成就日を含む。）の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン社と当社代表取締役社長である三吉野健滋氏が締結した株式貸借契約の範囲内（1,000,000株）とすることとしております。

### （3）取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

### （4）譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当て発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記（2）記載の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

## 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

### （1）調達する資金の額

調達する資金の総額	1,658,114,800円
内訳（新株予約権の発行による調達額）	14,594,800円
（新株予約権の行使による調達額）	1,643,520,000円
発行諸費用の概算額	5,500,000円
差引手取概算額	1,652,614,800円

（注）1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士・新株予約権評価費用3,000,000円、登記費用関連費用500,000円、その他諸費用（株式事務手数料・外部調査費用）2,000,000円となります。

3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①ブロックチェーン市場参入のための研究開発投資	1,450	平成30年9月～平成33年8月
うち(1) ハードウェアウォレット(注1)の開発	384	
うち(2) 決済関連システムの開発	333	
うち(3) 『どこでも本人確認』(注2)機能強化	133	
うち(4) ブロックチェーンをベースとした分散認証基盤の開発	600	
②生体認証手段に関する基礎研究開発投資	202	平成30年9月～平成32年1月
うち(5) 顔認証アルゴリズムの研究および同エンジン SDK 開発	108	
うち(6) 虹彩認証アルゴリズムの研究	94	

(注1) ハードウェアウォレットとは、仮想通貨を保管するための手段の1つであり、ソフトウェア内に保管する方式ではなく、専用端末で管理をする形式のこと。複数ある手段の中でセキュリティ上もつとも優れていると言われている。

(注2) 『どこでも本人確認』は当社が平成29年12月に発売した遠隔地間における本人確認手続き手段としてスマートフォンなどのネットワーク端末を用いてオンラインによる対面認証サービスを実現するサービス。

調達資金約1,652百万円は、主として以下の新規事業および研究開発の推進に充当する予定であります。

資金使途は大きく①ブロックチェーン関連投資4つと②生体認証関連投資2つの合計6つのプロジェクトを想定しております。優先順位順に記載しており、( )内に優先順位の記載をしております。

① ブロックチェーン市場参入のための研究開発投資

近年ブロックチェーン技術が注目されております。経済産業省が平成28年4月に公表した『ブロックチェーン技術を利用したサービスに関する国内外動向調査』によれば、ブロックチェーン関連市場は67兆円という試算もあります。同調査の中では67兆円の中の仮想通貨関連市場が1兆円と試算されておりますがまだ黎明期であり、現在ブロックチェーン技術が用いられている代表的な市場はビットコインをはじめとした仮想通貨関連市場がほとんどであり、それ以外の分野ではまだ各社情報収集や実証実験をしている段階であります。この唯一立ち上がっている仮想通貨関連市場においては、昨今の仮想通貨流出事件等を皮切りに、仮想通貨のセキュリティだけでなく匿名性についても議論がなされ、マネーロンダリングやテロなどの不正利用への取り組み、セキュリティを中心としたシステムの管理態勢などが求められており、仮想通貨決済市場における本人確認と利便性向上の同時実現は必須となりつつあります。

当社は、生体認証技術の応用用途について模索しているなか、市場の黎明期であり今後の成長が期待されているブロックチェーン関連市場においても業界団体に加盟し情報収集、意見交換をおこなってまいりました。(1) ブロックチェーン関連市場においても、上述のとおりセキュリティ強化と利便性向上の実現という課題があり、生体認証により解決が出来ること、(2) 不正利用防止という観点においても、ICカードのように貸し借りが出来ず、パスワードのように流出の恐れがない生体認証を、口座開設時だけではなく実際の取引時にも利用する事により、不正利用防止の強化につながることで、から当社の生体認証技術を活用することが課題解決する手段として新たな価値創造に繋がるのではないかと認識に至りました。

ブロックチェーン関連市場については上述の通り、将来的な市場規模の試算は67兆円と巨額であるものの現時点ではまだ黎明期であり、ビットコインをはじめとした仮想通貨交換所関連市場が立ち上がりつつあるものの、それ以外の分野ではまだ各社情報収集や実証実験をしている段階であります。ブロックチェーン技術は、取引を記録する台帳を分散して登録することで取引記録の改ざんを防ぐ技術ですが、取引そのものを「誰が」行っているのかの判別は、暗号鍵と呼ばれる文字列でしか区別出来ません。仮想通貨関連市場だけではなく、今後派生していくブロックチェーン関連市場においても、「誰が」を管理する方法として生体認証を利用するニーズは出てくると考えます。生体認証技術を活用する先行者として、今後急拡大する可能性のある同市場において一定の地位を築ける好機であると考え、ブロックチェーン市場への本格的な参入を行うため、研究・開発力の強化を行います。

具体的には、(1) まだ相対的に普及率は低いもののセキュリティ強化の観点から今後普及が見込まれるハードウェアウォレットに関して、当社の技術を活かした、より利便性の高い製品の開発に384百万円、(2) 上述のハードウェアウォレットを活用し利便性向上を実現する仮想決済関連システムの開発に333百万円、(3) 『どこでも本人確認』機能について顧客からの要望を元にした機能強化に133百万円、(4) ブロックチェーンをベースとした分散認証基盤の開発に600百万円の投資を行います。

上述の4つのプロジェクトの想定金額は、当社が関連技術者を採用して開発した場合を仮定して積算しておりますが、自社開発に限定せず、関連技術者の採用動向および実際開発に要する期間等を考慮して、同等以上の効果が見込めるような新規M&Aや資本業務提携、ベンチャー企業投資などの選択肢も並行して検討してまいります。なお、M&Aについては、対象先およびその規模等につきましては、現時点で決定しておりません。

## ② 生体認証手段に関する基礎研究開発投資

当社は、大学との共同研究により開発した独自方式による指紋認証技術を強みとして事業を行ってきました。平成30年3月には東京大学との共同研究により指紋の高解像画像を用いて、汗孔（かんこう）などの指紋の隆線の微細構造を解析することにより高精度で偽造にも強い認証方式の開発に成功しましたが、精度向上、高速化など引き続き改善に努めていく必要があります。

一方で、スマートフォンに新たな認証手段として顔認証が搭載されるなど指紋以外を用いた認証手段も普及しつつあります。コスト面、実績面などから当面の間、生体認証手段として指紋認証は一定の比率で普及を続けていくものと考えてはおりますが、市場の変化するスピードが当社の想定を上回った場合にはリスクが生じるため、顔、静脈、虹彩、声などの別の生体認証要素に関しても研究を行っていく必要があると考えております。

これらの研究は、基礎研究的な要素が強いことから、現時点で製品化に耐えうるような水準に達するかどうかは不確実ですが、今後外部と連携して研究を行う想定であり、大学への委託研究費、あるいは企業への業務委託費として充当する予定です。基礎研究は、その性質上不確実性はありますが、当社は、創業以来、大学との共同研究により「周波数解析法」「ハイブリッドアルゴリズム」「微細構造認証」と、独自方式による指紋認証技術を開発してきた実績があります。他社を大幅に上回る性能のものが出来る可能性も十分に考えられるとともに、他社と同レベルの性能のものであっても、自社製品だと他社製品と比べてカスタマイズがしやすくなるメリットがあるため、一定程度の成果は出るものと考えております。

具体的には、(5) 顔認証アルゴリズムの研究として108百万円、(6) 虹彩認証アルゴリズムの

研究の一部として94百万円を業務委託費に充当します。なお、上記充当額の他に虹彩認証アルゴリズムの研究の完了までには追加で14百万円かかる見込です。さらに顔認証および虹彩認証を実際の製品に使用するためには、エンジンSDKの開発が必要であり、完成までには追加で顔認証エンジンSDK開発に60百万円、虹彩認証エンジンSDK開発に60百万円かかる見込です。したがって、アルゴリズムの研究およびエンジンSDK開発の完了まで必要となる追加費用を合計すると134百万円ほど調達額以外にかかる見込ですが、自己資金にて捻出する予定です。

当社は、上記項目への資金の活用により、株主をはじめとするステークホルダー各位のご期待に応えられるものと考えております。

なお、新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、当初の計画通り資金調達が進まないことが考えられます。また、行使状況により、最終的に本新株予約権の行使にて調達する差引手取概算額の変更がありうることから、上記事業計画の内容について変更する場合があります。その場合には、上記の優先順位を勘案しつつ、手許資金により充当していく予定ではございますが、研究開発の時期および規模、範囲については、上記事業計画通りに実行できず、変更が生じる可能性があります。資金使途に変更があった場合には速やかに開示いたします。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、この度調達した資金によって上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の施策を強力かつ迅速に推進することにより、当社の中長期的な経営基盤の強化および企業価値の最大化に繋がり、ひいては既存株主の株主価値の向上に寄与するものと判断しており、本新株予約権の発行および本新株予約権の発行により調達する資金の使途は合理的であると判断しております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### （1）払込価格の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額については、発行会社および割当予定先の行動に関してそれぞれから聴取した事項をふまえて発行会社の行動（取得条項については、株価が行使価格の200%以上となった場合に発動する）、割当先の権利行使行動（株価水準に留意しながら権利行使を行う。権利行使の数は1回あたり4個（40,000株）とし、行使した株式数を全て売却した後、次の権利行使を行う）について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価（平成30年8月16日の終値）、当社株式の市場流動性、配当率（0%）、割引率（リスクフリーレート-0.118%）、ボラティリティ（67.31%）、売買出来高中央値（過去2年間の出来高中央値、約365,800株）等について一定の前提を置いて、権利行使期間（平成30年9月3日から平成32年9月2日まで）、その他の発行条件の下、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関である株式会社プルート・コンサルティングによる評価書を参考に、第8回新株予約権の1個当たりの払込金額を評価書の評価と同額の34,100円（1株当たり3.41円）といたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成30年8月16日）のマザーズにおける普通取引の終値426円を参考として、終値の90%にあたる1株384円に決定いたしました。行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間（平成30年7月17日から平成30年8月16日）の終値平均474円に対する乖離率は-19.05%（小数点以下第2位を四捨五入）ですが、当該直前営業日までの3か月間（平成30年5月17日から平成30年8月16日）の終値平均522円に対する乖離率は-26.49%（小数点以下第2位を四捨五入）、当該直前営業日までの6か月間（平成30年2月17日から平成30年8月16日）の終値平均566円に対する乖離率は-32.19%（小数点以下第2位を四捨五入）となっております。

本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、最近4か月間の当社株価の変動が激しかったため、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、また、現在の株価より低い水準である過去の特定期間の株価を反映して行使価額を算定するのは、株主の皆様の利益にもそぐわないと考え、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

行使価額を前日終値に対し、ディスカウントを行いましたのは、当該成長機会を逸しないためにも、早い時期での研究開発および事業推進のための投資が必要であり、割当予定先による本新株予約権の早期に権利行使がなされる必要があると判断したためであります。10%というディスカウント率については、有利発行に当たらないよう、また早期権利行使を促し、資金調達を着実に進めるため、割当予定先と慎重な交渉の上、決定いたしました。

この行使価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準じており、また、これにより算定した発行価額については、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

当該判断に当たっては、前述のとおり第三者評価機関による評価書を参考にしております。また、当社監査役全員より、本新株予約権の発行条件が特に有利な条件には該当するものではなく、適法である旨の意見書を入手しております。

## （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による発行株式数は4,280,000株であり、平成30年7月31日現在の当社発行済株式総数40,049,300株に対し最大10.69%（平成30年7月31日現在の当社議決権個数400,447個に対しては10.69%）の割合の希薄化が生じます。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

しかしながら、本新株予約権の発行により、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

また、前述の【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】に記載のとおり、本新株予約権は一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため、一定程度機動的な資金調達が期待でき、また、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する新株予約権を取得する予定です。

また、①本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数4,280,000株に対し、当社株式の過去6ヶ月間における1日あたりの平均出来高は472,000株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は前述の【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】に記載のとおり、本新株予約権は一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待できること、③取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、本新株予約権の行使により発行されうる株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、当社といたしましては、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社			
(2) 所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目 6 番 1 号			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 浦谷 元彦			
(4) 事 業 内 容	投資事業			
(5) 資 本 金	10 百万円			
(6) 設 立 年 月 日	平成 24 年 2 月 1 日			
(7) 発 行 済 株 式 数	200 株			
(8) 決 算 期	1 月 31 日			
(9) 従 業 員 数	4 人			
(10) 主 要 取 引 先	株式会社 S B I 証券			
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行			
(12) 大株主及び持株比率	浦谷 元彦 100%			
(13) 当事会社間の関係				
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。			
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。			
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。			
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。			
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態	(単位：百万円。特記しているものを除く。)			
	決算期	平成 28 年 1 月期	平成 29 年 1 月期	平成 30 年 1 月期
純 資 産		938	936	989
総 資 産		1,962	1,632	1,613
1 株 当 たり 純 資 産 (円)		4,693,188	4,681,120	4,948,674
売 上 高		4,465	1,266	1,124
営 業 利 益		971	3	56
経 常 利 益		950	6	62
当 期 純 利 益		548	△2	53
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)		2,743,301	△12,067	267,553
1 株 当 たり 配 当 金 (円)		-	-	-

(注1) マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、平成 24 年 2 月 1 日にマイルストーン・アドバイザリー株式会社（平成 21 年 2 月設立、旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社）による新設分割により設立されております

(注2) 平成 30 年 8 月 17 日時点の状況を記載しております。なお、当社は、平成 25 年 9 月 3 日提出の有価証券届出書に基づき、同社の新株予約権行使により 1,978,125,000 円を調達しております。

※ 割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等とは一切関係

がないことを独自に専門の調査機関（株式会社トクチョー、東京都千代田区）に調査を依頼し、確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

## （2）割当予定先を選定した理由

マイルストーン社を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。当社はこれまでも、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先の選定にあたっては、第一に純投資を目的として、当社の経営方針や事業内容などを理解いただき、尊重していただけること、第二に株主価値の急激な希薄化をもたらさないよう配慮しながら、市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけること、第三に大株主として長期保有を目指さないこと、第四に予期しない株主の出現を防ぐために、取得した株は相対取引ではなく、市場で売却すること、第五に環境や状況の変化により当社がより有効な資金調達手段を見いだせた場合に迅速に買い戻しが実行できるように取得条項を付すこと、第六に資金調達が適時に行われ、必要な資金が確保できる可能性が高いことなどの条件を満たすことを前提として、割当予定先を検討してまいりました。その結果、平成25年9月に割当を行い、全ての権利行使が行われた実績のあるマイルストーン社が今回においても最適であるという結論をえしました。

このような検討を経て、当社は、平成30年8月17日開催の取締役会決議においてマイルストーン社を割当予定先とする第三者割当の方法による新株予約権の発行を行うことといたしました。マイルストーン社は、平成21年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実にしております。開示資料を元に集計すると、同社は設立以降本日現在までに当社を除く上場企業約40社に対して、第三者割当による新株式及び新株予約権の引受けを行っている実績があり、上述のとおり、当社においても平成25年に新株予約権の引受およびその予約権を行使した実績があります。したがって、マイルストーン社を割当予定先として選定することは適時の資金確保を図るという本新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。

上記に加え、本新株予約権が全部行使された際、同社が当社の大株主となりますが、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないことにより、今般同社を割当予定先として選定することといたしました。

## （3）割当予定先の保有方針

マイルストーン社とは保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を目指した純投資である旨の意向を表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

## （4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、マイルストーン社から預金口座の残高照会書の写しを受領し平成30年7月26日時点の当該預金残高を確認することにより、本新株予約権の引受けに係る払込を行うことが十分に可能な資金を保有していることを確認しております。なお、本新株予約権の行使に必要な金額の全額を確認することはできておりませんが、本新株予約権の行使に当たってマイルストーン社は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはありません。マイルストーン社は、当社を含む多数の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても概ね同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することで新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達している旨を聴取により確認しております。以上のことから当社は、マイルストーン社が本新株予約権の発行価額総額並びに本新株予約権の行使に必要な資金の総額の払込みに要する金額を有しているものと判断いたしました。

#### (5) 株式貸借に関する契約

マイルストーン社は、三吉野健滋氏との間で、平成 32 年 9 月 2 日までの期間において当社普通株式 1,000,000 株を借り受ける株式貸借契約を締結しております。

当該株式貸借契約において、マイルストーン社は、同社が借り受ける当社普通株式の利用目的を、同社が本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付けに限る旨合意しております。

#### (6) その他重要な契約等

当社がマイルストーン社との間で締結した本契約を除き、今回当社が発行する本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

### 7. 大株主及び持株比率

募集前（平成 30 年 6 月 30 日現在）	
三吉野 健滋	5.08%
株式会社 SBI 証券	1.97%
株式会社東広	1.52%
株式会社カクカ	1.30%
カブドットコム証券株式会社	0.83%
野村証券株式会社	0.72%
福島 常吉	0.72%
四元 秀一	0.63%
日本証券金融株式会社	0.51%

- (注) 1. 上記の割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入算出しております。
2. 募集前の大株主及び持株比率は、平成 30 年 6 月 30 日時点の株主名簿を基準としております。
3. 今回発行される本新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先にて保有されます。行使期間は平成 30 年 9 月 3 日から平成 32 年 9 月 2 日までの発行後 2 年間となっております。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。
4. 本新株予約権の行使による交付される普通株式の割当予定先の保有方針は純投資であり、長期保有が見込まれないことから、募集後の大株主及び持株比率は表示しておりません。

### 8. 今後の見通し

現在のところ、平成 30 年 2 月 27 日に発表いたしました平成 30 年 12 月期の通期業績予想に変更はありません。

また、本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

### 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、① 希薄化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期
連結売上高	605,655千円	1,196,823千円	790,427千円
連結営業利益	△560,330千円	59,590千円	△233,850千円
連結経常利益	△513,160千円	81,813千円	△203,467千円
連結当期純損失	△550,100千円	74,016千円	△215,885千円
1株当たり連結当期純利益または当期純損失	△15.70円	2.02円	△5.69円
1株当たり配当金	0円	0円	0円
1株当たり連結純資産	33.67円	37.58円	37.12円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成30年6月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	40,049,300株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	2,385,700株	5.95%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	-株	-%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	-株	-%

(注)．上記潜在株式数は全てストックオプションによるものです。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期
始値	599円	423円	387円
高値	865円	468円	1,396円
安値	320円	254円	373円
終値	425円	374円	635円

② 最近6か月間の状況

	3月	4月	5月	6月	7月	8月
始値	710円	625円	620円	561円	522円	481円
高値	728円	651円	648円	584円	551円	484円
安値	573円	565円	556円	519円	434円	408円
終値	625円	620円	561円	522円	480円	426円

③ 発行決議日前営業日株価

	平成30年8月16日
始値	434円
高値	436円
安値	417円
終値	426円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況  
該当する事項はありません。

以 上

## 株式会社ディー・ディー・エス第8回新株予約権

### 発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社ディー・ディー・エス第8回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 14,594,800 円
3. 申込期日 平成 30 年 9 月 3 日
4. 割当日及び払込期日 平成 30 年 9 月 3 日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 4,280,000 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 10,000）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
  - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 428 個
8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 34,100 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、384 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定めるところに従い調整されるものとする。

## 10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、

行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下「マザーズ」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 11. 本新株予約権の行使期間

平成30年9月3日から平成32年9月2日（但し、平成32年9月2日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

#### 12. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 13. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

#### 14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第11項ないし第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

20. 行使請求受付場所

株式会社ディー・ディー・エス 管理部

21. 払込取扱場所

株式会社三菱UFJ銀行 尾頭橋支店

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間のコミットメント条項付き第三者契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個あたりの払込金額を 34,100 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は、当該発行にかかる取締役会決議日の前日（平成 30 年 8 月 16 日）のマザーズにおける当社普通株式の終値 426 円の 90%にあたる 384 円に決定した。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上